

# 【被害防止ネット】ニュース

○消費者の被害を防ぐネットの輪○ 平成25年6月27日 No14/15

〔事務局〕 小樽消費者協会 〒047-8660 小樽市花園2-12-1  
小樽市役所別館5階 小樽・北しりべし消費者センター内  
TEL (0134) 31-3682 FAX (0134) 23-7978 E-mail; syohi-c@city.otaru.lg.jp

## 「消費者被害防止ネットワーク」

### ◎総会、高齢者・若年者分科会を開催



6月27日、小樽市消防庁舎6F講堂において「小樽市消費者被害防止ネットワーク」総会と高齢者・若年者各分科会が開催されました。総会には、複雑化

する消費者被害の情報を共有すべく、今年は33団体42人が出席、北後志自治体から余市町・赤井川村の担当者も参加し、各会員は札幌弁護士会消費者保護委員会小林副委員長の話等を熱心に聞きました。

### 「総会時情報提供」

#### ◎消費者相談の概要について

小樽市生活安全課より「過去5年間1000件を超えていた相談が、平成24年度件数は857件に減少し、内40%が60歳代以上の高齢者、40歳代は増加」と報告がありました。

#### ◎最近の被害状況について

札幌弁護士会消費者保護委員会副委員長小林由紀弁護士より「若年者の被害と傾向」「高齢者被害」について実例を交え情報提供がありました。

特に若年者の①インターネット通信関連、②マルチ商法、③奨学金問題などのトラブルが年々深刻化しており、大学1年生の春に被害が多く発生している。ネット上でのカード決済は業者の側も未成年者の利用だと気づかない場合もあり、未成年者取消権を行使しても交渉が難しいことがある。

## 「総会・高齢者分科会」【概要】

〈札幌弁護士会小林弁護士〉

◎健康食品の送りつけ商法で、高齢者が押し切られて5千円～1万円の商品を誰にも相談せず代金引換で受け取ってしまうため、抜本的な解決が図られない。

〈小樽市東南部地域包括支援センター〉

◎健康食品の送りつけ商法は、人の良い、文句を言わない人に対し勧めているようで潜在化している。

〈小樽・北しりべし成年後見センター〉

◎認知症の方がアパートを退去する際、汚れがひどいと50万円の請求を受けたケースでは、消費者センターに相談した結果、1万9千円で清掃し、居住期間7年の減価償却分を差し引いた5万円を支払い解決。

〈塩谷福祉会〉

◎宝くじ当選に関するポイント制のメールをやりとりし、カード、コンビニで各5万円、銀行から5万円×2回の計20万円を振り込んだ被害例の報告があり、1カ所の会社が振込先を何口も開設していることが判った。

〈ケアプランセンターひまわり〉

◎貴金属200～300万円を所有していた高齢者宅を訪問し、領収書も発行せず5,000円で貴金属を持ち逃げした犯人が見つからない事例の報告。

〈小樽警察署警務課菅原相談係長〉

◎架空のNPO法人を名乗り、住所・固定電話・顧問弁護士名を記載した「告発通知」を送りつける架空請求について注意喚起があった。

〈北海道電力株式会社小樽支店〉

◎電気料金の値上げに便乗して、節電機器を勧めたり巧妙に契約内容を聞き出す事例が、昨年の5倍近く増えている。身分証明書による北電社員の確認と騙されない様に自己防衛してほしいと説明があった。

## 消費者を加害者にしないために！！

ヤミ金被害者が脅されて作った預金口座が振り込み詐欺用の口座に利用され、被害者が一転してヤミ金組織の一員として控訴された事例や昨年8月摘発された振り込み詐欺グループで、被害者宅を訪問し現金を受け取る夏休みのアルバイト【受け子】で現行犯逮捕された高校生（当時16歳）の事例も報告されています。

困難に直面している多重債務者などが悲惨な加害者とならない様に、身近で消費者に接している消費者被害防止ネットワーク構成団体が情報交換などで連携を強め、消費者被害の未然防止に努めましょう。

## 「若年者分科会」【概要】

### ＜小樽市中学校長会＞

◎携帯・スマホを持つ事で、対人トラブルが増えている。  
しかし、生徒自身からの被害情報は上がってこない。

### ＜桜陽高校・商業高校定時制・PTA 連合会＞

- ◎生徒が詐欺被害を学校に相談しないため把握ができない。(商業高校・海上技術学校から同様発言あり。)
- ◎働きながら勉強している定時制の生徒が、知らないで時給が高い送りつけ商法のアルバイトをしていたことがあり、加害者となる可能性もあったと報告。
- ◎消費者被害や教育に関する情報、消費者センター・弁護士・警察の利用方法を具体的に教えて欲しい。

### ＜札幌弁護士会・小樽・北しりべし消費者センター＞

◎札幌弁護士会では消費者被害を未然に防ぐ講座を開催している。依頼すると小樽の学校でも無料講座の実施が可能との説明あり。

◎PTA 行事に消費者教育の取組を盛り込んで欲しい。



### 消費者被害の未然防止は、若年者から！

「消費者教育の推進に関する法律」が昨年8月22日公布、12月13日施行されました。

同法11条、12条、13条において、学校や地域における消費者教育の推進・支援が明記された事から、幼児、児童及び小学生から大学生・成人に至るまでの多様な消費者教育を、消費者団体・教育関係者が自治体や関係省庁・学識経験者と連携し、体系的に進める体制の確立が求められております。

特に若年者の被害を未然に防ぐため、より一層学校関係者の皆様と横断的な協力関係を構築し、連絡を密にすることが重要であると考えております。

今後ともご協力をよろしくお願い致します。

～ネットワーク事務局より～

### 多重債務特別相談窓口を開設

消費者金融やクレジットなどの多重債務でお困りの方を対象に、相談窓口を開設しています。一人で悩まずに相談してください。

#### ■相談日

毎週木曜日 午前9時～午後5時  
(祝日・年末年始の休日を除く)

#### ■相談場所

小樽・北しりべし消費者センター  
(花園2-12-1 小樽市役所別館5階)

#### ■相談対応

債務整理の方法の助言、弁護士・司法書士などの法律専門家へのあっせん

#### ■相談受付

小樽・北しりべし消費者センター  
TEL (0134) 23-7851  
FAX (0134) 23-7978

### 啓発用貸出しビデオのご利用を！

消費者問題に関する啓発用ビデオを無料で貸し出しています。啓発行事などの際ご利用下さい。

➡ 申し込み・詳細＝小樽消費者協会  
TEL：(0134) 31-3682

### 「移動消費者教室」の活用を！

各種団体の依頼に応じ消費生活相談員を派遣し、消費者被害等に関する講演を行います。(無料)

➡ 申し込み・詳細＝小樽消費者協会  
TEL：(0134) 31-3682

消費生活に関する  
ご相談は  
小樽・北しりべし  
消費者センターへ

月～金  
午前9時～午後5時  
TEL:(0134)23-7851  
FAX:(0134)23-7978  
小樽市役所別館5階

### 【情報交換について】

メールやFAXで被害報告などの情報交換を行っています。連絡はネットワーク事務局まで

➡ Email: syohi-c@city.otaru.lg.jp  
FAX:(0134) 23-7978